

## 付 議 第 1 号

### 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、別記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることについて、協議がありましたので、別紙のとおりこれに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 26 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

別紙

24高教福第251号

平成24年5月31日

高知県知事 様

高知県教育委員会委員長

訴訟事件の補助執行に関する協議について

平成24年5月29日付け24高法務第66号で協議のあったことについては、同意  
します。

## 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

本議案は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、知事から下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議があったことにつき、同意の議決を求めようとするものである。

## 記

## 1 事件

高知地方裁判所平成 23 年(行ウ)第 11 号損害賠償請求事件の判決に対する控訴事件

## 2 訴えの提起年月日

平成 23 年 7 月 15 日

## 3 当事者

原告 (個人名)

被告 高知県知事

## 4 事件の概要

高知県公立学校教員の選考審査の日程を変更したことにより募集要項を改定し、印刷、郵送したことは、当時の教育政策課長及び同課長補佐の故意又は重過失によるものだとして、知事は当該職員に対して印刷、郵送に要した費用の返還を請求するよう求める住民訴訟が提起された。

この訴えに対し、平成 24 年 5 月 25 日、高知地方裁判所は、知事は当時の教育政策課長に対し 250,215 円及び利息の賠償命令をするよう命ずるとともに、原告のそのほかの請求を棄却する判決をした。

原審において、被告(知事)から補助執行を受け、当該訴訟を進行していた教育長は、この判決に対し、一部不服があるとして、控訴を検討しているところである。

## 5 補助執行の必要性

本件は、住民訴訟であり、被告は知事であるが、教育委員会の所掌する業務に関するものであり、教育長が訴訟を進行することが適当であるとして、原審において補助執行を受けていたところである。

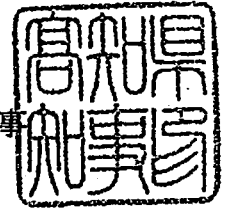
今回の一部敗訴判決を受け、控訴するかどうかの判断を含め、控訴した場合は、控訴審においても教育長が訴訟を進行することができるよう補助執行を受けようとするものである。



24高法務第66号  
平成24年 5月29日

高知県教育委員会委員長 様

高知県知事



訴訟事務の補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議します。

記

高知地方裁判所平成23年（行ウ）第11号損害賠償請求事件の判決に対する控訴事件

## ■地方自治法

## 第180条の2 (事務の委任又は補助執行)

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。

但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。